

## 第6章 被害類型別特徴と対応上の注意事項

犯罪被害者等の置かれた状況は様々ですが、ここでは、被害類型別の特徴と対応の際に特に注意すべき事項、各被害類型特有の支援及び制度について記載します(被害類型全般にわたる主な支援・制度については、「第7章 犯罪被害者等のニーズに応じた解決手段」(P.105)を参照)。

それぞれの特徴に十分に配慮して対応してください。

注) ●=原則すべての人が対象となる支援等 ★=対象要件がある支援等

### 1 殺人等遺族への対応

(特徴)

殺人による被害の場合、遺族は被害者が当時味わったかもしれない恐怖や苦痛を想像して、また大切な家族を喪失したことを何度も繰り返し思い起こすことによって長く苦しむこととなります。

また、経済的にも遺族に大きな打撃を与えます。特に、被害者が家族の経済的支柱であった場合は、被害はより大きなものとなります。社会的な側面からは、マスコミの取材・報道による遺族への被害も大きい場合があります。加えて、加害者が特定できないなどの状況が続くと、遺族によっては社会全体に対し強い不満や怒りを感じることがあります。

(対応上の注意点)

相談の際には、きめ細やかな情報提供、わかりやすい説明、理解の確認等をより一層心がけることが重要です。

多くの遺族は、外見上は毅然とふるまっているように見えても、かつて経験したこともないような精神的ショック状態にあり、直面している状況を十分に理解できなかったり、これまで働いていた判断力や思考力が働かなくなる場合があります。

そのため、情報提供等を行う時には、わかりやすい説明に加え、支援・制度を紹介しているパンフレットやメモを渡すなど、より一層の配慮が求められます。

死亡に際し、様々な手続が必要になるため、適切な情報提供に努めることが重要です。

#### ●死亡の届出

犯罪や事故によって亡くなった場合やその可能性のある場合は、死因等を明らかにするため、検視や解剖が行われます。

検視等の終了後、死亡を確認した医師に「死体検案書」(有料)を作成・発行してもらいます。「死体検案書」を受け取ったら、死亡の日から7日以内に市町村にそれを持参して死亡の届出を行い、埋火葬許可証を発行してもらいます。この許可証がなければ、亡くなった方を火葬したり埋葬したりすることができません。

なお、死体検案書料については、警察の公費で負担できる場合があります。

(連絡先) 警察署、各市町村

#### ●司法解剖に関する経費の公費負担

P. 35、38 を参照してください。

#### ●各種健康保険・年金の異動届

亡くなった方が医療保険あるいは年金を受給していた場合は、遺族は犯罪被害者が亡くなったことを担当機関に届け出る必要があります。

(連絡先) 国民年金・国民健康保険・・・各市町村、厚生年金・・・年金事務所

### ●遺産相続等

亡くなった人の財産が基礎控除額を超える場合は、犯罪被害者が亡くなったことを知った日（通常は被相続人が死亡した日）の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地の所轄税務署に相続税について申告・納税する必要があります。

基礎控除額＝5千万円＋1千万円×法定相続人の数

参考：国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>)

(連絡先) 申告先・・・税務署、相談先・・・熊本県弁護士会、熊本県司法書士会

経済的支援として、以下のような制度があります。

### ★犯罪被害給付制度

P. 34 を参照してください。

### ★遺族基礎年金

P. 25 を参照してください。

### ★遺族厚生（共済）年金等

厚生（共済）年金に加入中の人、老齢厚生（退職共済）年金を受給する資格のある人、1級又は2級の障害厚生（共済）年金を受給している人等が死亡したとき、遺族に支給されます。

(連絡先) 厚生年金・・・年金事務所、共済年金・・・各共済組合

子どもが遺族となった場合には、以下のような制度があります。

### ★遺児の就学援助等

奨学金が給付されるほか、相談もできます。

(連絡先) (財) 犯罪被害救援基金、熊本県警察本部広報県民課犯罪被害者支援室

マスコミ対策としては、以下のようなものがあります。

### ●取材への対応

マスコミからの取材要請や通夜・告別式等での取材に対する対応について警察や弁護士等を通じて申し入れをすることができます。

(連絡先) 熊本県警察本部広報県民課犯罪被害者支援室又は各警察署被害者支援係、熊本県弁護士会、法テラス、民間被害者支援団体・・・公益社団法人くまもと被害者支援センター

### ★異議申立て

テレビ、ラジオの人権侵害に対しては、「放送倫理・番組向上機構（BPO）」（連絡先：TEL:03-5212-7333、fax:03-5212-7330）に、雑誌の人権侵害に対しては、「雑誌人権ボックス」（fax:03-3291-1220）に異議申立てをすることができます。

(連絡先) 熊本県弁護士会、法テラス、民間被害者支援団体・・・公益社団法人くまもと被害者支援センター

## 2 傷害を負った人や障がいが残った人への対応

(特徴)

被害者は、身体の負傷だけでなく精神的に大きなダメージを受けている場合も多く、PTSDや適応障害、うつ病等にかかる場合があります。また、被害が自宅や近所で起こった場合や加害者が近くに住んでいる場合は特に、再び被害に遭うのではないかと不安になる場合があります。

また、その治療費用や学業・職業維持の困難さ、治療のための通院で欠勤を余儀なくされること等の理由から、経済的な問題に直面することもしばしばあります。

(対応上の注意点)

捜査のために診断書等が必要な場合は、以下のような制度があります。

### ★診断書手数料の公費負担

身体犯の事件捜査又は立証のため必要となる診断書について、その手数料等を公費で負担できる場合があります。

(連絡先) 各警察署総務課被害者支援係、海上保安庁第十管区海上保安部

医療費の援助として、以下のような制度があります。

### ★高額療養費制度

公的医療保険を利用しており、医療機関に支払う医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた金額について払戻しをします。

(連絡先) 事業主(勤務先の庶務担当)、協会けんぽ…全国健康保険協会熊本支部、組合健保…健康保険組合、国民健康保険…各市町村、各種共済保険…各共済組合、かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカーなど

### ★高額療養費の貸付(立替)制度

当座の医療費の支払いに困る場合、高額療養費の貸付(立替)を行います。

(連絡先) 事業主(勤務先の庶務担当)、協会管掌健康保険…全国保健保険協会熊本支部、組合健保…健康保険組合、国民健康保険…各市町村、各種共済保険…各共済組合、かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカーなど

### ★限度額適用認定証/限度額適用・標準負担額減額認定証の交付

医療機関に入院した場合の窓口支払額を軽減したいとき認定証を交付します。

(連絡先) 協会管掌健康保険…全国健康保険協会熊本支部

### ★医療費控除

年間の医療費が一定額を超える場合に、その超える部分が医療費控除の対象となります。控除を受けた金額に応じて所得税・住民税が軽減されます。

(連絡先) 各税務署

### ★自立支援給付費・医療費支給制度

P. 27 を参照してください。

### ★未熟児養育医療給付制度

P. 27 を参照してください。

★小児慢性特定疾患治療研究事業

P. 27 を参照してください。

★重度心身障がい児（者）医療費の助成

P. 27 を参照してください。

★乳幼児・子ども医療費助成制度

P. 28 を参照してください。

★ひとり親家庭等医療費公費助成事業

P. 28 を参照してください。

障がいを負うなどした場合には、以下のような制度があります。

★犯罪被害者等給付制度

P. 34 を参照してください。

★特別障害者手当

P. 26 を参照してください。

★身体障害者手帳の交付

P. 26 を参照してください。

★障害者控除

本人又は扶養親族等が障がい者である場合には、一定額の所得控除が受けられます。  
(連絡先) 税務署

★障害基礎年金

P. 25 を参照してください。

★障害厚生（共済）年金等

厚生（共済）年金の加入中に初診日のある病気やけががもとで一定以上の障がいの状態となったときに支給されます。

(連絡先) 厚生年金・・・年金事務所、共済年金・・・各共済組合

★就労移行/継続支援

一般企業等への就労を希望する障がい者等に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練や、働く場等を提供します。

(連絡先) 各市町村

子どもが被害当事者の場合は、以下のような制度があります。

★特別児童扶養手当

P. 30 を参照してください。

★障害児福祉手当

P. 30 を参照してください。

加害者が暴力団等である場合には、専門機関に相談することが重要です。

(連絡先) 熊本県警察本部組織犯罪対策課、各警察署の刑事(第二)課、公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センター

### 3 交通事故に遭った人への対応

(特徴)

交通事故は、自動車運転過失致死傷罪、危険運転致死傷罪等の刑法上の「犯罪」に該当する場合が多いにもかかわらず、社会では殺人や傷害と区別して考えられる傾向にあり、犯罪被害者等が周囲の心ない言動に深く傷つき、強い憤りを感じていることが多く見られます。近年、交通事故に関する法改正（重罰化）を受けても、未だ犯罪被害者等の中には、被害の重大さに比して加害者が軽い刑罰しか与えられないという思いや、加害者から十分な謝罪がなされていないことに対する怒りを抱えている方も見受けられます。

(対応上の注意点)

交通事故に遭った場合には、以下のような対応が必要です。

#### ●警察への連絡

交通事故に遭った場合、直ちに警察に連絡することが重要です。連絡が遅れると交通事故の認定や事故原因の究明が困難になる場合があります、保険請求に支障が生じる場合もあります。

#### ●警察への診断書提出

交通事故でけがをした場合、警察へ診断書を提出する必要があります。診断書の提出がない場合は、「人身事故」としての取扱いができません。事故当時はけがに気付かなかったが、後でけがが明らかになった場合も同様です。診断書を提出するに当たっては、事故現場を管轄する警察署等に事前に連絡し、必要書類等を確認してください。

自賠責保険、自動車保険の保険金を請求することができます。

(連絡先) 損害保険会社

損害賠償については、当事者間において解決が図れない場合もあります。そのような場合には、以下のような機関・団体に相談をすることが有効です。また、交通事故の場合、言葉で事故状況を説明することは大変困難なため、事故の状況を示す図面や現場の写真、交通事故証明書等を用意したり、加害者の任意保険の有無とその種類を確認しておくこと、相談がスムーズに進む場合があります。

(連絡先) 熊本県交通事故相談所、財団法人熊本県交通安全協会（熊本県交通安全活動推進センター）、公益財団法人日弁連交通事故相談センター熊本県支部、公益財団法人交通事故紛争処理センター福岡支部、社団法人日本損害保険協会、財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構

経済的支援として、以下のような制度があります。

#### ★政府保障事業

加害車両が特定できない場合や自賠責保険に未加入の車両による事故の場合等、自賠責保険が適用されない場合に、自賠責保険と同様の補償を受けることができます。

(連絡先) 損害保険会社

#### ★奨学金の貸与

P. 82 を参照してください。

**★交通遺児育成基金制度**

P. 82 を参照してください。

**★介護料支給、各種貸付等**

P. 81 を参照してください。

**★生活資金、緊急時見舞金、緊急一時貸付**

P. 82 を参照してください。（公益財団法人交通遺児等育成基金が実施。）

## 4 性犯罪に遭った人への対応

### (特徴)

性犯罪は、「魂の殺人」とも呼ばれ、被害者の尊厳を踏みにじる悪質な犯罪です。被害者は、身体的にはもちろん、精神的にも大きなダメージを受けており、心理的、社会的な何らかの反応（P.6「(1)心身の不調」参照）が現われる場合が多く、PTSDに加え、うつ病やパニック障害等を併発することもあります。

また、刑事手続が進むことで、被害者は事件のことを想起せざるを得なくなり、精神的負担が増大します。影響が深刻な場合、恐怖症、アルコールや薬物への依存、対人関係の障害、自傷行為や自殺行動に至ることもあると言われています。被害者によって、男性に対する恐怖心がある場合もありますので、その時は、女性の支援者が対応することが必要です。

### (対応上の注意点)

早期解決・回復のためには、すぐに警察に相談することが重要です。しかしながら、性犯罪の被害者は、羞恥心や恐怖心から、被害の届出をためらう場合が多いため、警察でどのような対応がされるか説明する、支援者が警察まで付き添うなどし、被害者の不安の軽減に努めることが重要です。

### ●警察への届出

警察への届出の重要性や支援について説明した上で、なお届出に消極的な場合には、届出を強いるのではなく、本人の判断で決めることが大切であることを伝えることが重要です。警察では、本人の希望に応じて、できるだけ女性警察官が対応するようにしています。

(連絡先) 熊本県警察本部捜査第一課、レディース110番(捜査第一課内の性犯罪被害相談電話)、事件を取り扱った警察署の捜査担当課

### コラム ー親告罪ー

性犯罪は、親告罪（告訴がなければ起訴できない）に当たるため、近年まで原則として犯人を知った日から6か月経過後は告訴することができない（刑事訴訟法第235条第1項柱書本文）とされてきました。しかし、強制わいせつ罪、強姦罪、わいせつ・結婚目的略取・誘拐罪等に係る告訴については、被害者が精神的ショック等から告訴するまでに時間がかかることから、平成12年の刑事訴訟法改正で、告訴期間の制限がなくなりましたので、時効が成立するまで告訴ができるようになりました。

### ●警察での事情聴取・実況見分

被害の状況や犯人像などを聴かれる他、現場の確認や証拠品（当時着ていた服など）の提出を求められる場合があります。

警察では、犯罪被害者等の「パトカーや制服警察官が家に来られたら困る。」「女性警察官に話を聴いて欲しい。」等の希望に応じるよう配慮しており、証拠採取に関しては、専用の用具や着替え等が入った証拠採取セットを使用したり、被害状況を再現する必要がある場合には、ダミー人形等を使用するなどしています。

(連絡先) 事件を取り扱った警察署の捜査担当課



すぐに警察に届け出ることに消極的な場合でも、治療や緊急避妊、犯人の体液等証拠採取や性感染症の検査のため、婦人科等の検診を受けるように勧める必要があります。その際、受診の必要性について本人によく説明し、理解を得ることが重要です。

### ●緊急避妊

被害から72時間以内であれば、医師が処方する薬を服用することなどにより、高い確率で妊娠を回避することができます。服用開始が遅くなるほど回避の成功率が低くなるので、被害後すぐに受診することが重要です。また、警察署に届出をしていた場合、措置料を公費で負担できる場合があります(原則として被害届を出していることが前提です)。

(連絡先) 産婦人科 (日本家族計画協会HP参照 <http://www.jfpa.or.jp/>)

### ●犯人の体液等証拠採取

被害直後の場合には、婦人科において、犯人の体液等を採取しておくことで、後に告訴することとなった際に、証拠となります。ただし、入浴等してしまうと採取できない場合があるので、すぐに受診することが重要です。

(連絡先) 産婦人科 (すべての病院で対応できるわけではないので、可能な限り警察署を通した方がよい。)

### ●病院への付添い

被害者の精神的負担軽減のため、診療の際に、支援者が付添いを行います。警察署に届け出れば、女性警察職員が付き添いを行います。

(連絡先) 民間被害者支援団体・・・公益社団法人くまもと被害者支援センター  
事件を取り扱った警察署

### ●性感染症検査

犯罪被害により性感染症に感染した恐れがある場合、性感染症検査費用を警察で負担できる場合があります(原則として被害届を出していることが前提です)。また、保健所では、特定感染症検査として、HIV抗体検査、クラミジア抗体検査、梅毒血清検査が無料・匿名でできます。

(連絡先) 各保健所、事件を取り扱った警察署の捜査担当課

裁判においては、被害者の精神的負担の軽減のため、以下のような制度があります。

### ★証人出廷等の配慮

性犯罪の被害者が法廷で証言する際、状況に応じて、心理カウンセラーや親・教師などが付き添うことが認められており、民間団体の支援者や検察庁の被害者支援員が付き添うこともできます。また、事案によりますが、加害者と顔を合わさないようにするため、裁判所において、遮へい措置をとったり、ビデオリンク方式による尋問を行うこともできます。さらに、公開の法廷において被害者の氏名などを明らかにしない措置をとることもできます。

(連絡先)

○付添い

・検察庁 (法廷のみ)

- ・民間被害者支援団体・・・公益社団法人くまもと被害者支援センター
- 遮へい措置等 各裁判所

精神的なショックが非常に大きく、支援者には特段の配慮が求められます。被害者のニーズに応じて、専門機関・団体と連携した支援を行うことも重要です。

(連絡先) レディース110番(捜査第一課内の性犯罪被害相談電話)、民間被害者支援団体・・・公益社団法人くまもと被害者支援センター

## 5 DV（配偶者からの暴力）を受けた人への対応

（特徴）

DV（配偶者からの暴力）には、殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、人格を否定するような暴言を吐く、何を言っても無視する、交友関係を細かく監視するなどといった精神的暴力、嫌がっているのに性的行為を強要する、見たくないポルノビデオ等を見せる、避妊に協力しないといった性的暴力が含まれます。暴力の影響は深刻で、目に見える傷だけでなく、目に見えない心の傷や、一見、暴力とは関係のない身体症状が現れることもあります。被害者の多くは、加害者から「おまえが悪い」などと責められ続け、自信をなくし、「私が悪い」、「私がいたらないから・・・」などと自分を責めています。

また、暴力の関係から脱け出すことは難しいことです。加害者である配偶者への経済的な依存や加害者からの報復・仕返しへの恐怖、家族・親戚など周囲の無理解などがあるためです。そのため、誰にも助けを求めることができず、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が長期化・潜在化・深刻化しやすいという特徴があります。

\* DVの被害者ではないかと気づいたら、深刻な状況になる前に、被害者を熊本県女性相談センター又は福祉事務所などの専門の相談機関へつないでください。

（相談先）

○熊本県女性相談センター

・DV電話相談（専用電話 096-381-7110）

月～金曜日8：30～22：00 土日祝9：00～22：00

・来所相談 月～金曜日8：30～17：15（できるだけ予約をお願いします。）

○福祉事務所

（対応上の注意点）

相談者の困難を受け止め、評価することなく、受容する姿勢で相談を受けてください。

暴力の中で長い間、暮らしてきた困難や苦しみをまず理解し、悩みながら相談している気持ちを受け止める姿勢が求められます。

被害者の立場に立って、被害者の言葉、訴える内容をありのまま聴いてください。「夫の言い分も聴きたい」とか「殴られる理由があったのではないか」などの問いかけは適切ではありません。

緊急性（安全性）を確認します。

加害者が追跡してくる可能性があるか、被害者に対する危険が迫っていないか、被害者はけがを負っていないか、また、子どもの状況などの確認を行い、必要に応じて早急に警察や医療機関などの専門機関につなぎます。

なお、直近に被害を受けた場合には、傷などの写真を撮って記録として残しておいたり、受診の際に診断書を書いてもらうなどしておく、保護命令申立ての証拠として使える場合があります。

DVを受けている人を発見した人は、熊本県女性相談センター又は警察官に通報するように努めなければなりません。医師その他の医療関係者は、被害者を発見しやすい立場にあることから、守秘義務を理由にためらうことなく、通報を行うことが必要です。通報については、被害者の意思を尊重することになってはいますが、被害者の生命又は身体に対する重大な危険が差し迫っていることが明らかな場合には、そのよう

な同意が確認できなくても積極的に通報を行うことが必要です。

(連絡先) 熊本県女性相談センター、熊本県警察本部生活安全企画課、各警察署の生活安全課(係)、医療機関

緊急時における安全の確保及び一時保護が必要か検討します。

「家を出たい」、「怖くて帰れない」など相談者の意思が明確である場合は、緊急時における安全の確保及び一時保護も検討しなくてはなりません。

まず、友人宅や実家、親族の家など一時的に避難する場所があるかどうかを確認し、所持金がある場合は、宿泊施設の利用も考えます。加害者が実家や知人宅を知っていて、そこに避難してもすぐに連れ戻される危険性がある場合などには、婦人相談所の一時保護についての情報提供を行います。一時保護等が必要と考えられる場合は、居住地を管轄する福祉事務所又は熊本県女性相談センターにつながります。

緊急の場合は、最寄りの警察署又は交番に保護を求めるよう助言してください。

(連絡先) 福祉事務所、熊本県女性相談センター、民間シェルター、各警察署の生活安全課(係)

再被害防止のためには、以下のような制度があります。

### ★保護命令

裁判所が加害者に対して発する保護命令には、接近禁止命令、退去命令と電話等禁止命令があります。保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

#### ※接近禁止命令：

被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを6か月間禁止するものです。被害者本人に対する接近禁止命令の実効性を確保するため、同命令と併せて、同居する未成年の子どもや被害者の親族等に対する接近禁止命令も申し立てることができます。再度の申立ても可能です。

#### ※退去命令：

被害者と共に生活の本拠としている住居から2か月間退去することを命じるものです。再度の申立てができる場合もあります。

#### ※電話等禁止命令：

被害者への面会要求や無言電話等を禁止するものです。平成19年の法改正により、接近禁止命令の実効性を確保するため、同命令と併せて、申し立てることができるようになりました。

(連絡先) 熊本県警察本部生活安全企画課、各警察署の生活安全課(係)、熊本県女性相談センター、熊本地方裁判所

### ★住民票の写しの交付等の制限

DVから逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、申し出ることができます。なお、申出を受けた市町村長は、警察、熊本県女性相談センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

(連絡先) 各市町村

DVから逃れられない理由の一つとして、経済的自立の困難が挙げられます。そのためには、必要に応じた支援制度等を活用し、自立を図ることも有効です。

\* 支援制度等については、P. 52「第7章 犯罪被害者等のニーズに応じた解決手段 3 生活上の相談」等を参照ください。

## 6 ストーカー被害に遭った人への対応

(特徴)

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が規制の対象としている行為は、「つきまとい等」と「ストーカー行為」です。「つきまとい等」とは、特定の人に対する恋愛感情やその他の好意の感情、又はそれが満たされなかったことへの恨みなどの感情を充足させる目的で、特定の人やその家族、友人、職場の上司等特定の人と密接な関係がある人に

- |                     |               |
|---------------------|---------------|
| ①つきまとい、待ち伏せ、押しかけ    | ②監視していると告げる行為 |
| ③面会、交際の要求           | ④乱暴な言動        |
| ⑤無言電話、連続した電話、ファクシミリ | ⑥汚物などの送付      |
| ⑦名誉を傷つける            | ⑧性的羞恥心の侵害     |

を行うことをいいます。ストーカー行為は、「つきまとい等」を繰り返して行うことをいいます。

ストーカーの多くは、見過ごしていれば行為が段々エスカレートしていく場合が多く、早期の警察等への相談が重要となります。

(対応上の注意点)

支援者としては、被害者の相談内容を軽く考えないという姿勢が求められます。被害者に対しては、緊急の場合には警察に通報するとともに、ストーカー被害を具体的に立証するために、以下のような対応をするように促すことが有用です。

- (ア) 被害の内容、日時、場所、車両ナンバー等を記録する
  - (イ) 相手の具体的な言葉や動作を細かく記録する
  - (ウ) 相手からの手紙やメール、留守番電話メッセージを保存する
  - (エ) 電話の会話内容をメモ又は録音する
  - (オ) 相手が残したメモや贈り物の状況を撮影する
- (連絡先) 熊本県警察本部生活安全企画課、各警察署の生活安全課 (係)

ストーカー被害が認められた場合には、再被害防止のために、以下のような方法が考えられます。

### ★警察からの警告、告訴

被害者が警察に申出書を提出することにより、警察から加害者への「警告」を行うことができます。警告を無視してつきまとい等が続けると、公安委員会から「禁止命令」を出すことができます。また、「警告」の申出以外にも、警察に「告訴」を行って、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反等で相手方の処罰を求めることができます。

(連絡先) 熊本県警察本部生活安全企画課、各警察署の生活安全課 (係)

### ★住民票の写しの交付等の制限

P. 31 を参照してください。

### ●無言電話や執拗な電話の対応

ナンバーディスプレイ (電話に出る前に相手の方の電話番号を確認できるシステム) や、ナンバーリクエスト (電話番号を通知してこない電話は受け付けないようにするシステム)、迷惑電話おことわりサービス等を利用することもできます。

(連絡先) NTT、その他の電話会社

**★防犯グッズ等の活用**

再被害防止のため、防犯ブザーを貸し出しています。

(連絡先) 各警察署の生活安全課(係)、公益社団法人くまもと被害者支援センター

## 7 虐待された子どもへの対応（児童虐待）

（特徴）

児童虐待とは、「児童虐待の防止等に関する法律」により保護者による子ども（18歳未満）に対する身体的虐待、性的虐待、養育の放棄又は怠慢（ネグレクト）、心理的虐待を行うこととされています。児童虐待は、長期的に適切な養育環境を提供されなかったことから、子どもの心と体に深刻な影響を与えます。具体的には、発育・発達が遅れたり、対人関係がうまくとれなかったり、PTSDが生じることなどが挙げられます。さらに、それらの影響は子どもの人格形成に著しい影響を与え、適応的な振る舞いが難しくなることもあります。また、落ち着きがなくなったり、非行などにつながる場合もあります。

被害を受けた子どもに適切な対処がなされない場合などには、本人が親となった時に自分の子どもに虐待をしてしまうこともあります。児童虐待は何より子どもの命と安全を守るためにあらゆる機関・団体が有効なネットワークを構築し、早期発見、早期対応をすることが重要になります。

（対応上の注意点）

児童虐待を発見した場合、又は、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は速やかに市町村、福祉事務所、児童相談所に通告しなければなりません（児童虐待の防止等に関する法律第6条）。

たとえ、子どもや親が通告を拒む場合であっても、子どもの安全を守るためには通告が必要です。虐待を知った機関・団体が安易に判断せず、速やかに児童相談所等に通告し、子ども、家族にどのような関わりをしたら良いか、子どもや親の訴え、態度を含めて通告先機関とよく相談をし、対応することが大切です。なお、通告を受けた機関は通告した者を特定させるものを漏らしてはならないとされています（児童虐待の防止等に関する法律第7条）。

（ア）子ども自身から告白、相談があった場合

できる限り子どもにとってくつろげる場所を選び、「話しやすいところから話していいよ」と子どものペースで話を聴きます。子どもの訴えに意見したり、評価したりせず聴いてください。無理に聴き出す必要はありません。性的虐待などについては子ども自身の負担が大きいことや、事実確認が難しいことから、とりわけ専門的な聴き取りが必要です。被害を打ち明けられた場合は通告に必要な最低限度の情報の確認を行い、児童相談所等に通告し対応を協議してください。

（イ）虐待を行っている親からの相談により虐待が発見される場合

親からの自発的な相談の場合には、加害者である本人の話を傾聴しながらも、子どもの置かれているリスクを冷静かつ客観的に判断し、速やかに児童相談所に通告して下さい。

（連絡先）児童相談所、各市町村、福祉事務所

コラム 一守秘義務について一

守秘義務とは正当な理由なく外部に情報を漏らしてはならないことをいいます。守秘義務は、公務員や医師などに厳重に課せられています。しかし、虐待が疑われる状況がありながら、守秘義務を理由に通告が躊躇されるのでは、子どもを守ることにはなりません。守秘義務と通告義務との関係については、児童虐待の防止等に関する法律第6条第3項は、「刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」と規定し、通告が守秘義務違反には当たらないことを明記しています。

生命・身体に重大な危害が及んでいる場合には、早急に警察や消防に通報しなければなりません。

子どもが大けがをしているなど、児童相談所に通告しては生命・身体への重大な危害が回避できない場合には、110番通報又は119番通報により、速やかに警察又は消防へ通報してください。

(連絡先) 各警察署、消防署

通告後は、通告先機関等において以下のような対応がされます。

(ア) 調査

通告先機関は通告受理後、速やかに子どもや家族についての調査を行います。虐待のリスクが高く親子分離を図りながら調査をする必要がある場合は、児童相談所によって一時保護が実施されます。必要な場合は保護者に対し子どもへの通信・面会が制限されます。

(イ) 在宅支援の場合

通告先機関等への通所面接、通告先機関等による家庭訪問、保健師、児童委員などによる支援、見守り等が実施されます。

(ウ) 親子分離が必要な場合

児童相談所による児童養護施設等への入所や里親への委託等の措置が行われ、親子がともに生活することが可能な事例については、再びともに生活できるように支援が行われます。ただし、親権を行う者等が措置に同意しない場合は、家庭裁判所への申立てにより措置の承認を求めます。

※これらの取組みは市町村が中心となって設置・運営する要保護児童対策地域協議会\*等を通じた緊密な連携に基づき関係機関のもつ機能・権限、社会資源を有効に動員して行われます。

\* 児童福祉法第25条の2において、地方公共団体は「要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない」とされています。「協議会」の目的は「要保護児童及びその保護者に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うもの」とされています。

通告後は、通告者には以下のような役割が求められています。

通告された事例の多くはその後、様々な機関の支援により在宅で生活を続けます。地域にあって子どもと家族が安心して暮らせるための支援を通告先機関、要保護児童対策地域協議会等から引き続き協力を依頼されることもあります。

コラム —親権者の懲戒権と児童虐待の関係—

親権の中の1つとして民法第822条第1項には「懲戒権」が規定されており、しばしば「子どもをしつけるのに、他人が口を出すな」「俺は親権者なんだから子どもを叱るのに殴って当たり前だろう」などと虐待を「しつけ」と主張する親は未だに少なくありません。

しかし、児童虐待の防止等に関する法律第14条第1項は「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない」と規定し、第2項には「児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない」と規定されており、しつけの範囲を逸脱した児童虐待については、法律上犯罪となることが示されています。